



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社プロルート丸光
 代表者名 代表取締役社長 安田 康一
 (JASDAQ・コード：8256)
 問合せ先 執行役員管理本部長 森本 裕文
 (TEL 06-6262-0303)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 12 日開催予定の第 64 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 会社法第 370 条により、必要が生じた場合に、書面または電磁的記録により、機動的に取締役会の決議を行うことが可能となるよう、第 26 条（取締役会の決議の方法）第 2 項を新設するものであります。
- (2) 取締役及び監査役が、期待された役割を十分に発揮できるよう、また、社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にするため、取締役及び監査役の責任免除並びに取締役及び監査役の責任限定契約に係る規定を、第 30 条（取締役の責任免除）及び第 41 条（監査役の責任免除）にて新設するものであります。
- なお、第 30 条（取締役の責任免除）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記規定の新設に伴い、必要な条数に繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の決議の方法) 第 26 条 (条文省略) (新 設)	(取締役会の決議の方法) 第 26 条 (第 1 項現行どおり) <u>② 取締役会の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りでない。</u>
(新 設)	<u>(取締役の責任免除)</u> 第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 30 条～第 39 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 40 条～第 47 条 (条文省略)</p>	<p>② <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 31 条～第 40 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 41 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 42 条～第 49 条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 12 日 (金)
定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 6 月 12 日 (金)

以 上